

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

出雲崎町長 仙海 直樹

市町村名 (市町村コード)	出雲崎町 (15405)
地域名 (地域内農業集落名)	上地区・中地区・下地区 (上地区:船橋、稲川、田中、尼瀬、勝見、桂沢、吉水、市野坪、豊橋、常楽寺、小木、相田) (中地区:久田、上中条、立石、中山、米田、上小竹、下小竹、上野山、川西、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、別ヶ谷) (下地区:沢田、藤巻、馬草、乙茂、大寺、大門、神条、吉川、滝谷、柿木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 7 月 23 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、水田面積約456haのうち、約33.3%の152haが圃場整備されておらず小規模で重粘土質の水田が多く、大豆等の畑作物の栽培は難しい状況で、近年はイノシシなどによる鳥獣被害が多発しており、生産作物だけではなく、田を荒らす被害も年々拡大してきている。また、農業者の高齢化が進んだ影響から担い手への集積が結果的に進んでいる中で、町には組織経営体が存在しないこともあり、経営規模の大きなおおよそ10名の耕作者で水田面積の約30%程度を耕作している。個別担い手の経営規模拡大にも限界があることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新たな担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、担い手のニーズに合わせた農地の集約化をするとともに、新たな担い手の確保や地域で取り組める新たな作物を検討するとともに鳥獣被害防止策を検討していく必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

認定農業者: 65人(うち50歳代以下9人)、中心経営体: 68人(うち50歳代以下9人)、組織経営体: 0  
主な作物: 水稲

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の基幹作物である水稲については、担い手のニーズを確認し、農地の集積・集約化を進めるとともに組織経営体等の新たな担い手の育成・確保を図る。また、基盤整備を中心とした生産条件整備を進めるとともに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

また、水稲に適さない農地での新たな園芸作物栽培等の検討を進めるとともに、機械化など幅広い農業を展開できるようにしていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	456 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	360 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
作期やリスク分散のため、複数集落で一定の集約を望む担い手もいるため、ニーズの確認及び調整を実施しながら、農地中間管理機構を活用して、団地面積の拡大及び農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の利用権設定においては、農地中間管理機構介在の利用権設定を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を現在要望がある地区(吉水・桂沢)をはじめとし、未整備地である地区を順次実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域おこし協力隊等の確保・定着に向け、町やJAと連携し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
令和6年3月に設立され、現在訓練等を実施している出雲崎作業受託組合が次年度以降に国や県、町の支援策を活用し、マルチロータ、ラジコン草刈り機等を導入し、防除や草刈りなどの受託を計画していることから、高齢化等で作業が困難な場合は、委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域全体で多くの生産者が減農薬・減肥料に取り組んでおり、継続・拡大していく。
- ③中山間地域のため無人ヘリ防除が実施出来ない地域などは、マルチロータなどを使用し、作業効率をあげられるよう、スマート農業への機械導入などを進める。
- ⑤水稻に向かない農地などは、国や県の支援策を活用し、新たな園芸作物の栽培を検討していく。
- ⑦担い手だけでなく、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築を検討するとともに周辺樹木等を含め農地の環境整備を検討していく。
- ⑧温暖化による渇水などに対処できるように、ため池等の整備を検討していく。
- ⑨担い手の大幅な作期分散につながる耕畜連携によるWCSなどの生産を検討するとともに、共同利用できる機械整備も検討していく。